

## 平成20年第346回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成20年12月22日(月曜日)午後 1時開議

- 日程第 1 議案第70号・第71号・第72号  
審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第73号  
審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第74号  
審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第75号  
審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第76号・第77号・第78号・第79号・第80号・第81号・第82号  
審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第83号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 閉会中の継続調査等の申し出について
- 日程第 8 議員の派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

### 出席議員(16名)

1番	青山英樹君	2番	竹元孝夫君
3番	鈴木隆司君	4番	鈴木一夫君
5番	藤井精七君	6番	棚木良一君
7番	大木義正君	8番	角田秀明君
9番	熊田宏君	10番	永沼義和君
11番	諸根重男君	12番	遠藤守君
13番	根本信雄君	14番	吉田伸君
15番	栗崎千代松君	16番	柏村栄君

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君	副 町 長 野 地 誠 君
教 育 長 栗 林 正 樹 君	企 画 経 営 課 長 圓 谷 誠 君
総 務 課 長 会 田 光 一 君	税 務 課 長 蛭 田 武 良 君
町 民 生 活 課 長 小 林 伸 幸 君	保 健 福 祉 課 長 根 本 孝 一 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 須 藤 源 太 君	都 市 建 設 課 長 藤 田 豊 君
上 下 水 道 課 長 堀 勇 次 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 小 針 茂 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 坂 路 寿 紀 君	生 涯 学 習 課 長 水 戸 光 男 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 内 藤 正 昭	主 幹 兼 局 長 補 佐 水 戸 邦 夫 兼 次 長
---------------------	-----------------------------------

---

◎開議の宣告

- 議長（柏村 栄君） 皆さんこんにちは。ご参集ありがとうございます。
- ただいまの出席議員数は16名であります。
- 出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

◎議事日程の報告

- 議長（柏村 栄君） 去る12月16日の本会議において、各常任委員会、第1、第2予算特別委員会に付託しました案件を議題とし、審査結果を各委員長より順次報告を求めます。

---

◎議案第70号、議案第71号、議案第72号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（柏村 栄君） 日程第1、これより議案第70号、第71号、第72号を一括議題といたします。
- 本案に関し、委員長の報告を求めます。
- 総務常任委員長、7番、大木義正君。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 皆さん、こんにちは。

それでは、総務常任委員会審査結果報告書。

第346回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりであります。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第70号、第71号、第72号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第70号、申しわけありませんけれども、ミスプリントがありますので、第を1つ削除していただきたいと思えます。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、関係法律の題名等が改められたことに伴う当該引用字句について改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第71号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、独立行政法人国際協力機構法の一部改正に伴い、引用する条項号について所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号 矢吹町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

本案は、さきの税制改正による個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人、団体の指定に当たり、個人県民税の寄附金税額控除対象法人、団体として指定された町内に所在する特定公益増進法人を、同様に個人町民税の対象法人等として指定するため所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第70号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

これより議案第71号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

これより議案第72号 矢吹町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第73号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第2、これより議案第73号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第346回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきましては審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から6番までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第73号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第73号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本案は、産科医療保障制度の創設から、当該制度に加入し産科医療の安全確保など質の向上に適切に取り組んでいる医療機関において、国民健康保険の被保険者が出産した場合には、社会保険加入者と均衡を図ることから出産育児一時金を3万円増額する所要の改正であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第73号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第74号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより議案第74号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 産業建設常任委員会審査結果報告書。

第346回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の6番までは記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第74号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第74号 和解について。

本件は、平成20年3月21日の火災により罹災した小松住宅の損害賠償による賠償責任の相手方、賠償額等の示談が成立したので、当該和解案について地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第74号 和解についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第75号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより議案第75号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1 予算特別委員長、3番、鈴木隆司君。

〔3番 鈴木隆司君登壇〕

○3番（鈴木隆司君） 第1 予算特別委員会審査結果報告書。

第346回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

第1 予算特別委員会審査結果報告書。

1番から6番までは記載のとおりですので、ごらんください。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第75号の審査結果は、次のとおりです。

議案第75号 平成20年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）。

本案は、既定の歳入歳出の予算にそれぞれ1億1,270万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億2,069万9,000円とするもので、あわせて地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債などを増額し、諸収入を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費、災害復旧費などを増額し、教育費を減額するものであります。

地方債の補正では、農業施設災害復旧事業債を新たに追加するとともに、臨時財政対策債の限度額を増額し、経営体育成基盤整備事業債の限度額について減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決するものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第75号 平成20年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより議案第76号、第77号、第78号、第79号、第80号、第81号、第82号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員長、12番、遠藤守君。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） 第2予算特別委員会審査結果報告書。

第346回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは報告書に記載されているとおりでございますので、省略させていただきたいと存じます。審査結果。

当委員会に付託されました議案第76号、第77号、第78号、第79号、第80号、第81号、第82号の審査結果は、次のとおりです。

議案第76号 平成20年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,824万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億5,436万3,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金、繰入金を増額し、療養給付費交付金を減額するものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費、共同事業拠出金を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第77号 平成20年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ584万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,369万8,000円とするもので、あわせて地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料、繰入金を増額し、町債を減額するものであります。

歳出の主な内容は、公債費を増額するものであります。

地方債の補正では、下水道事業資本費平準化債、公的資金補償金免除繰上償還借換債の限度額をそれぞれ減額するものとともに、公共下水道及び流域下水道による下水道高資本費対策借換債は、それぞれ廃止するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第78号 平成20年度矢吹町土地造成事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算から、それぞれ1,259万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,977万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金を増額し、事業収入を減額するものであります。

歳出の主な内容は、土地造成事業費などを減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号 平成20年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ179万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,968万2,000円とするもので、あわせて地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金を増額し、町債を減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費を増額するものであります。

地方債の補正では、下水道事業資本費平準化債の限度額を増額するとともに、公的資金補償金免除繰上償還借換債は、廃止するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第80号 平成20年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ774万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,719万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金、繰入金を増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、保険給付費、諸支出金を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第81号 平成20年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算から、それぞれ1,415万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,459万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金を増額し、後期高齢者医療保険料を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を増額し、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第82号 平成20年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の資本的支出の予定額に90万円を増額し、支出総額を5億17万5,000円とするものであります。

資本的支出の主な内容は、建設改良費、企業債償還金を増額するものであります。あわせて既定の収支不足



額の補てん財源の一部を変更するものであります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額については、当年度消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金をそれぞれ補てんするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会に付託のありました案件の審査結果であります。最後に今回の審査経過を踏まえて、特に国民健康保険特別会計予算を初めとする各種特別会計予算における一般会計からの繰入金を受け入れにあつては、本来の特別会計による運営の基本ともいえる独立採算性を趣旨とする自主運営、そして受益者相互扶助による応分な負担を十分に考慮され、全町民に対して公平で公正な会計運営であることを委員会総意として要望するものであります。

以上、報告を終わります。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第76号 平成20年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

これより議案第77号 平成20年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

これより議案第78号 平成20年度矢吹町土地造成事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

これより議案第79号 平成20年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

これより議案第80号 平成20年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

これより議案第81号 平成20年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

これより議案第82号 平成20年度矢吹町水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

以上で各常任委員会、特別委員会付託案件等の審議、採決はすべて終了いたしました。今会期中に町長から追加議案の提出がありましたので、その取り扱いについて、ただいまから議会運営委員会を開くため、暫時休議いたします。

（午後 1時28分）

---

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

（午後 1時44分）

---

#### ◎日程の追加

○議長（柏村 栄君） 追加議案の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会が開催されましたので、その審

議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、報告させていただきます。

会期中に町長から追加議案1件が提出されました。

また、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会並びに議会運営委員会の各委員長から、閉会中の継続調査申し出等が提出されました。

また、議員の派遣についての取り扱いについて、企画経営課長並びに議会事務局長からそれぞれ説明を求め、協議いたしました結果、皆様のお手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。皆様のご理解並びにご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員長からの報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

---

### ◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第6、これより議案第83号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、こんにちは。

追加日程ということで、説明をさせていただきたいというふうに思います。

議案第83号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、8月25日に発覚いたしました介護保険システム構築事務処理不適切事案について、当該事案にかかわった者の処分を踏まえ、組織のトップである私と副町長においては、管理監督責任として、減給10分の1を一月実施するものであります。

今回の不祥事を受け、再発防止に向けてなお一層の綱紀粛正を図ってまいりますので、今後ともご指導、ご協力をお願いいたします。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） これより議案第83号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第83号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（柏村 栄君） 日程第7、これより閉会中の継続審査の申し出について議題といたします。

お手元に配付いたしました資料のとおり、文教厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から会期外付託調査の申し出がございます。

また、議会運営委員会委員長より、次回定例会の運営協議のため会期外付託の申し出がございます。

お諮りいたします。各委員長申し出のとおり、会期外付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からの所管事務調査及び運営協議として会期外付託の申し出のとおり決することに決しました。

---

#### ◎議員の派遣について

○議長（柏村 栄君） 日程第8、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

以上で、議案審議は全部終了いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において、全員協議会を開催したいと思いますので、ご協力をお願いします。

これにて第346回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 1時50分)